

イ【処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量】

ごみの種類(単位 kg)	炉	年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ焼却量	A系	5,064,010	560,990	445,860	379,210	534,750	358,170	411,340	478,750	438,370	417,680	397,090	204,630	437,170
	B系	5,212,080	486,320	411,350	515,520	484,250	431,540	448,260	441,070	380,690	524,690	335,690	326,070	426,630
	合計	10,276,090	1,047,310	857,210	894,730	1,019,000	789,710	859,600	919,820	819,060	942,370	732,780	530,700	863,800

ロ【測定に関する事項】

項目	基準値	A系		B系		
(1) 測定位置		別紙のとおり		別紙のとおり		
(2) 検査結果取得日		6月30日	2月8日	6月30日	2月9日	
(3) 燃焼室ガス温度	800°C以上	861	816	809	841	
	集塵機入口温度	200°C以下	189	194	194	194
	一酸化炭素濃度	100ppm以下	12	42	31	38

①燃焼管理の基準は廃棄物処理法施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」による。
 ②左記表には二、排ガス測定時の4h平均値を記載しています。
 ③当該結果の得られた日から3年間閲覧できます。

ハ【堆積したばいじんの除去】

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
冷却設備		B系	A系	B系	A・B系	A系	B系	A・B系	A系	B系	A系	
排ガス処理設備	逆洗による除去（運転中常時）											

*冷却設備については、休炉点検時におけるエアロー清掃。

ニ【排ガス測定結果】

ばい煙濃度（6月1回以上）		A系		B系		
項目	排出基準値	1回目	2回目	1回目	2回目	
(1) 測定位置		別紙のとおり		別紙のとおり		
(2) 採取日		6月30日	2月8日	6月30日	2月9日	
(3) 検査結果取得日		7月28日	3月1日	7月28日	3月1日	
(4)	硫黄酸化物	92.5mN/h	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
	ばいじん	0.25g/mN	0.0009	0.0013	0.0011	0.0011
	窒素酸化物	250ppm	48	51	32	24
	塩化水素	700mg/mN	16	24	18	9

*硫黄酸化物の排出基準値は排出条件によって変化する。（K値=17.5）

ダイオキシン類濃度測定（年1回以上）		A系	B系
項目	排出基準値	1回目	1回目
(1) 測定位置		別紙のとおり	別紙のとおり
(2) 採取日		2月8日	2月9日
(3) 検査結果取得日		3月25日	3月25日
(4) ダイオキシン類	10ng-TEQ/mN	0.39	0.67